

第 27 回及び第 28 回研究会（大分類 E 製造業①及び②、製造業の共通課題）における主な御意見とその対処方針（案）

【大分類 E 製造業①】

1 第 27 回研究会（構成員及び審議協力者との web による意見交換）における御意見

No.	御 意 見	対 処 方 針（案）
1	<p>○ 統合分類「運動用靴・履物」の内容例示について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統合分類「運動用靴・履物」の定義・内容例示には、工業統計の運動用革靴の内容例示がそのまま記載されているため、原案の定義・内容例示には、運動用革靴以外のスポーツ用の靴の内容例示を入れて、定義・内容例示を明確にした方がいいのではないか。 ● スニーカーはどこの詳細分類に含まれるのか。 	<p>○ スニーカーは、全国消費実態調査及び生産動態統計調査等で、運動靴（運動用）に該当しており、前回提示の生産物分類の「運動用靴・履物」に該当する（No.2 変更案提示）。内容例示を追加・修正し明確化することとしたい。</p>
2	<p>○ 「履物」に係る分類を紳士用、婦人用・子供用に区分することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工業統計における項目では、「革製履物」において「紳士用革靴」が 23cm 以上とされ、「婦人用・子供用革靴」と区分して記載されているため、元来サイズによって区分していたと思われる。 生産物分類では、「紳士用靴・履物」と「婦人用・子供用靴・履物」に区分されているが、子供用靴を婦人用と一緒にしているのはサイズが小さいからだと思われる。 この区分方法が一般的であれば、この方針でいくことに異論はないが、例えば、今後少子化が及ぼす影響などを鑑みたときに、婦人用の靴（ハイヒール等）と子供用の靴を同じ分類に設定していても問題はないか。 ● 紳士用、婦人用、子供用の区分については、国際購買力平価プログラムの品目や家計収支項目分類などを踏まえて、NAPCS（米国経済センサスにおいて男性用履物、女性用履物、乳児用履物と区分）においても詳細に区分している。原案においても区分した方が良く考える。 ● 「履物」に係る分類と、「手袋」や「台所用品」の分類を比較すると、「手袋」や「台所用品」は工業統計の細分類の情報が原案でも保たれているが、「履物」については、工業統計の品目よりかなり集約されている。 一方で、用途が必ずしも異ならないが、素材の違いにより生産物を区分する必要がある場合は、統合分類ではなく詳細分類で区分する 	<p>○ 業界関係団体による対外公表資料によると、靴のサイズは JIS（日本工業規格）に基づいて、男性用（20～30cm）、女性用（19.5～27cm）、子供用（10.5～26cm）と区分されるとあり、工業統計調査で設定されているサイズとは異なる。 業界関係団体と工業統計調査のサイズが異なること、業界関連団体のサイズは区分で重複している及び御意見を踏まえ、靴のサイズによる区分はせず、デザイン等による以下の 2 案より検討されたい。</p> <p>履物案① 家計調査の区分に合わせ統合分類を「大人用運動靴」、「大人用サンダル」、「男子靴」、「婦人靴」、「子供用靴・サンダル」、「その他の履物」し、消費者物価指数で採用されている品目を考慮し、「その他の履物」の詳細分類に「スリッパ」、「競技用靴」を設定。また、スニーカー含め内容例示を修正し明確化。</p> <p>履物案② 用途及び工業統計の品目を生かした設定。スニーカーについては、統合分類の「生活用・運動用靴」に該当し、詳細分類は素材により分類。</p>

No.	御意見	対処方針(案)
	<p>という考え方もある。工業統計の品目を生かしながら、組み換えるような原案の策定をしてはどうか。詳細分類では工業統計の情報を再現できるが、統合分類レベルでは用途分類になっているというイメージである。</p> <p>原案の修正については、紳士用、婦人用、子供用の区分について検討し、価格指数等で使用しているかということについて確認いただきたい。さらに、経済センサスー活動調査と工業統計とで異なる品目を使用するのについても、確認をしていただきたい。</p>	<p>○ 経済センサスー活動調査と工業統計調査とで異なる品目を使用するのについては、現状、同一と考えております。</p>

2 第28回研究会（構成員及び審議協力者とのwebによる意見交換）における御意見

No.	御意見	対処方針(案)
3	<p>○ 中分類「16 化学工業」や「22 鉄鋼業」に係る生産物分類に生産動態統計の品目をどこまで採用するかについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「22 鉄鋼業」に関して、特に粗鋼などが典型的であるが、これらはほとんどが自社内取引である。この場合、生産物分類に分類項目を設定したとしても、外に出荷されないものは経済センサスでは調査ができない。そのような分類項目を生産物分類に設定する意味はあるか。 ● 整理の仕方として考えられるのは、そのような分類項目も一応、生産物分類には設定をしておいて、調査の段階ではそれを調査しないという判断をしてもらうという考え方か、あるいは生産物分類に品目を設定しないという考え方の二つかと思われる。ただ、品目を設定しないということにしてしまうと、SUTやIOでは部門として出てくるのに、生産物分類には分類がないというのはどうなのかという点は気になる。 ● そのほかの整理としては、一定の基準を設けて、どう考えてもこれは小さすぎるのではないかというものは、品目をまとめて生産物分類に設定しておくという考え方もある。 ● 統一的にこのようにすべきということが考えにくいことから、ケースバイケースで対応するというのが基本になるのではないかと考える。 ● 検討時間も段々と限られてきているところではあるので、いくつかのパターン分けをする必要があるかもしれない。まず、対象となる 	<p>○ 粗鋼、銑鉄等については、輸出実績があり、産業連関表の基本分類に設定されており、SUTやSNAで中間投入を把握するのに必要と思われること及びCPC及びCPAでは銑鉄や粗鋼の項目、NAPCSにおいても高炉銑鉄や半仕上げの炭素鋼といった項目があり、国際比較の観点からも必要と思われる。</p> <p>これらのことから生産物分類に設定することとしたい。</p> <p>○ 左記御質問の一つの統合分類の中に工業統計調査と生産動態統計調査の品目が混在している分類については、調査実施室で確認作業を行</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
	<p>のは鉄鋼とか化学と限定した上で、例えば、工業統計の品目と生産動態統計の品目とが完全に被っているというものは工業統計の品目を採用するとか、統合分類内の詳細分類が全て生産動態統計の品目というものもあるので、このような場合には詳細分類をまとめて統合分類と同じとするというような作業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● それでは、I Oの担当者や経済センサスや工業統計の調査担当者には生産物分類(案)について確認をしてもらうとともに、上記のようなパターン分けの整理をしていただき、パターンごとに適切な対応方法を考えてもらいたい。 	<p>った結果、重複している品目はなく、産業連関表の担当室からは、今回の対処方針案で問題ない旨の回答あり。</p>
4	<p>○ 統合分類「業務用医薬品（動物用を除く）」の名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統合分類「業務用医薬品（動物用を除く）」に分類されるものは、病院で使われるような医薬品か。あるいは、製薬会社が使うようなものもあるのか。「業務用医薬品」という名称には違和感がなくはない。これまでの用語の使い方としては、業務用というのは産業向けのことを指すので、病院で使用する医薬品も業務用ということにはなる。ただし、普通に飲む薬の場合、一般の家計向けに販売する医薬品と病院で使用している医薬品とで重なっているものもあるため、業務用と言っていいのかという気がする。 	<p>○ 厚生労働省の医薬品・医療機器産業実態調査では、用途別医薬品として「医療用医薬品」、「一般用医薬品」、「体外診断薬」、「原料その他」が設定されており、「業務用」という名称は使用していない。このため、詳細分類は用途別医薬品の区分に合わせ、統合分類は産出先を考慮し「医薬品（一般用、動物用を除く）」、「一般用医薬品」と設定することとしたい。</p> <p><参考> 医薬品・医療機器産業実態調査の用途別医薬品の内容 医療用医薬品…医家・調剤薬局向け医薬品 一般用医薬品…薬局・薬店向け医薬品 体外診断薬…医家向け臨床検査用の試薬 原料その他…医薬品の製造原料・小分け用製剤、自社製品他社販売品等</p>
5	<p>○ 統合分類「他に分類されないゴム製品」のその他の詳細分類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資料2で設定されている統合分類「他に分類されないゴム製品」の詳細分類には、「その他のゴム製品」という名称の詳細分類が二つある。「その他のゴム製品（運動競技用品）」は「運動競技用ゴム製品」とすべきではないか。 	<p>○ 左記御意見のとおり、詳細分類の名称を「その他のゴム製品（運動競技用品）」から「運動競技用ゴム製品」に修正することとしたい。</p>
6	<p>○ 統合分類「石けん・合成洗剤、界面活性剤」を統合しないことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 需要先が違うことも考えられるため、統合しないこととするか検討する。 	<p>○ 検討の結果、主な需要先が異なることから、統合分類を「石けん」、「合成洗剤」、「界面活性剤」にすることとしたい。</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
		<p>(参考)</p> <p>「石けん」 【用途・性質】 家庭用洗剤(化粧石けん、洗濯石けん)として多量に使用される。工業的にも、繊維などの洗浄用、柔軟用、また乳化剤、分散剤、泡立て剤として使用される。</p> <p>「合成洗剤」 【用途・性質】 衣料の洗濯に用いられる洗濯用合成洗剤(粉末、液体)が主体。用途としては家庭用と工業用がある。</p> <p>「界面活性剤」 【用途・性質】 その性質上、用途は多岐にわたり、家庭用の洗剤(衣料用合成洗剤など)、化粧用クリーム、乳液の乳化剤、マーガリンなど、食品の乳化剤、繊維工業、紙パルプ工業などの洗浄剤、防錆剤、防腐剤などに使用される。</p>

【大分類E 製造業②】

3 第27回研究会(構成員及び審議協力者とのwebによる意見交換)における御意見

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
7	<p>○ 統合分類「砂糖・砂糖精製」の名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中分類 09「食料品製造業」において設定した統合分類「砂糖・砂糖精製」という名称について、原料から製造された砂糖であるか、粗糖を精製した砂糖であるかは詳細分類で区分がされているため、統合分類の名称については「砂糖」に修正してはどうか。 	<p>○ 左記御意見のとおり、統合分類の名称を「砂糖」に修正することとしたい。</p>
8	<p>○ 統合分類「酒類」の詳細分類「その他の蒸留酒・混成酒」の名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中分類 10「飲料・たばこ・飼料製造業」において設定した統合分類「酒類」の詳細分類「その他の蒸留酒・混成酒」について、その他の醸造酒があった場合に区分先がなくなってしまうため、詳細分類の名称を「その他の酒」に修正してはどうか。 	<p>○ 左記御意見を踏まえ、詳細分類の名称を「その他の酒類」に修正することとしたい。</p>
9	<p>○ 統合分類「化学繊維、炭素繊維」の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 化学繊維と炭素繊維を同一の統合分類で整理しているが、これらは用途や産出先が異なると思われるため、区分しておいたほうがよ 	<p>○ 炭素繊維は、プラスチックなどとの複合材や航空宇宙用、ゴルフなどスポーツ用、工業用などに使用されており、御意見のとおり産出先</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
	<p>いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 化学繊維と炭素繊維の扱いについては、「化学繊維」の中にも洋服に使うものと光ファイバーに使うものなど、用途の違うものが含まれていないかという疑問がある。しかし、そこまで詳細に区分すると際限がなくなるため、最小限、「炭素繊維」は区分するということがよいのではないか。 ● 上記の意見を踏まえ、設定されている「化学繊維」の8つの詳細分類のうち、用途が全く異なるものがあるのかどうかは確認をしていただきたい。 	<p>が異なることから、統合分類を化学繊維と区分することとしたい。</p> <p>(参考)</p> <p>【炭素繊維の用途・性質】非常に軽く、高強度、高弾性をもち、電気伝導性がある。また、耐熱性、耐薬品性に優れるなどのいろいろな特性を有する。主にプラスチックなどとの複合材として使用される。焼成の条件により、強度、弾性の程度が異なり、高性能炭素繊維と汎用炭素繊維に分けられる。高性能炭素繊維は航空宇宙用、ゴルフなどスポーツ用、工業用。汎用炭素繊維は、コンクリート補強用、断熱材などに使用される。</p> <p>○ また、化学繊維の8つの詳細分類のほとんどが主な用途として「衣料用」として使用されているが、「ナイロン長繊維糸・短繊維」及び「ビニロン長繊維糸・短繊維」については、産業用が主な用途となっている。</p> <p>このため、他の6つの化学繊維と統合分類を区分し、「ナイロン長繊維糸・短繊維」及び「ビニロン長繊維糸・短繊維」を統合分類とすることとしたい。</p> <p>(統合分類案)</p> <p>「化学繊維 (ナイロン繊維・ビニロン繊維)」 「化学繊維 (ナイロン繊維・ビニロン繊維を除く)」 「炭素繊維」</p>
10	<p>○ 統合分類「乳幼児服」に含まれる範囲について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「乳幼児服」の範囲について教えていただきたい。 例えば、学童用の子供服は「乳幼児服」に含まれるのか。又は、一般の服、あるいは「スポーツ用衣服」に入っているのか。 ● SNAの観点からすれば、「制服」のように産業向けに産出しているものを統合分類で分けることには意味があると思うが、産出先が全て家計向けのようなものであれば、「ブラウス」と「ワンピース」を 	<p>○ 「乳幼児服」は就学の始期に達するまでの子供服となるため、学童用の子供服は「乳幼児服」に該当せず、一般のそれぞれの服に該当することとなる。</p> <p>(参考)</p> <p>児童福祉法では、乳児は、満一歳に満たない者をいい、幼児は、満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者のことをいう。</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
	<p>統合分類で区分する意味や、男女を分ける意味はほぼないと思われる。経済産業省において何を区分したいのかという点から、工業統計でどうしても区分しなければいけないものは区分し、原案の定義が曖昧なところは明確にしていきたい。</p>	<p>なお、少年は、小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者。</p> <p>○ 左記御意見のとおり、産出先を考慮した統合分類を設定し、詳細分類を組替えることとする。この他、背広とスーツ、オーバーとオーバーコート等の重複箇所の修正、名称の修正、統合分類のその他項目の設定、「補整着」を統合分類の「下着」に設定及び内容例示の追加等をおこない明確化することとしたい。</p> <p>なお、工業統計調査の実施室より衣服の区分について「特に区分するものありません」との回答あり。</p>
11	<p>○ 詳細分類「その他の帽子（フェルト製、ニット製、帽体を含む）」に含まれる範囲について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば「ヘルメット」は「帽子」ではなく、中分類 32「その他の製造業」で設定した詳細分類「人体安全保護具、救命器具」に該当することだが、「サンバイザー」は原案の詳細分類「その他の帽子（フェルト製、ニット製、帽体を含む）」に含まれると理解してよいか。 	<p>○ サンバイザーは、「その他の衣服・繊維製身の回り品（ニット製を含む）」に該当する。</p> <p>範囲を明確にするために、「その他の帽子（フェルト製、ニット製、帽体を含む）」の定義・内容例示に「×ヘルメット、サンバイザー」を記載し、「その他の衣服・繊維製身の回り品（ニット製を含む）」の定義・内容例示に「サンバイザー」を追加することとしたい。</p>
12	<p>○ 「家具」生産物分類(案)の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「家具」については、木製家具、金属製家具、ほうろう製家具及び漆器製家具を合わせて、用途ごとに分類を設定する案を採用することとする。 	<p>○ 左記御意見のとおり、「家具」については、木製家具、金属製家具、ほうろう製家具及び漆器製家具を合わせて、用途ごとに統合分類を分けて設定した案とすることとしたい。</p>
13	<p>○ 再生紙の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生品に関しては、社会全体として環境に配慮する傾向があることや、新品の紙と再生紙とは品質にも違いがあるため、生産物分類においては区分をするべきである。 ● その際、バージンパルプの割合が何%以上かというような、製品の品質を示す割合を内容例示等に入れるかどうかという課題はある。この点についてはどういう区分にすべきかを、一般的に業界などではどのように扱われているのかも含めて、確認をしていただきたい。 ● また、なぜこれらを分けるのかについては、産業分類で区分されていないから生産物分類で区分するというのではなく、新品の紙と再生紙とは品質が違う、あるいは用途が違うから区分する必要があると整理をすべきである。 	<p>○ 左記御意見のとおり、環境に配慮する傾向があり、「日本の古紙利用率は、世界でもトップクラス（古紙利用率 2019 年 64.4%）※1」となっている。</p> <p>また、様々な用途に再生紙が利用されているが、「医療器具の包装に使われる滅菌紙や、直接口に触れる煙草の巻紙など、再生紙化が難しいものもあり※2」、品質、用途に違いが見られると思われる。</p> <p>このため、「紙」及び「紙加工品」の分類の「再生紙」を区分することとし、再生紙の定義は、業界関係団体において「少しでも古紙を使用していれば再生紙」としていることから、生産物分類においても同様とすることとしたい。</p> <p>この他、ティシュペーパー、トイレットペーパー及びタオル用紙については、原紙と製品が明確化するように内容例示にその旨記載すること</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
		<p>としたい。</p> <p>※1：業界関係団体 ※2：紙業メーカーHP</p>
14	<p>○ 「印刷」に係る分類を生産動態統計に基づき製品別に設定することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産出先で考えると生産動態統計に基づき製品別に区分した案（案2）がよいと考えられる。 <p>ただし、案2で生産物分類を設定した場合、経済センサスー活動調査ではこれを使うことになると思うが、工業統計においては問題がないかは気になる点である。SNAのことも考えると、経済センサスー活動調査と工業統計で使用する品目が全く違うということは、避けなければならないのではないかと思われる。</p> <p>「印刷」については案2を基本とするが、工業統計での扱いをどうするのかということについては、別途、先生方からもご意見をいただきたい。また、経済産業省の意思についても確認をしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 案2は用途に近いため、概念的にはよいと考えるが、工業統計において、中小規模の印刷事業者が調査で回答可能か否かという点については確認をする必要がある。 ● 「印刷」のほかにも、生産動態統計の品目を採用したことによって、中小規模の事業者が調査において回答できなくなることはないかについては、確認をしていただきたい。 	<p>○ 工業統計調査及び経済センサス - 活動調査の実施室より、経済センサスー活動調査と工業統計の品目については、「現状、同一」としており、製品別に区分した品目については、「生産動態統計調査ではすでに調査しており、必ずしも記入できないものではないと思いますが、生産動態統計調査の場合には、従業者 100 人以上を対象としておりますので、中小事業所・企業が記入できるかどうかは、調査品目を採用する際の試験調査で判断することになる。」とのこと。</p> <p>生産動態統計調査の実施室からは、「製品別内訳と印刷方式別内訳の記入状況は、どちらも問題なく記入されており、報告者からはどちらが記入しにくいとの特段の意見は上がっていない。」との報告あり。</p> <p>また、業界関係団体へのヒアリングでは、「印刷方式の方が記載はしやすいと思うが、中小規模の印刷事業者においても「印刷方式」、「製品別」でも、どちらでも記載は出来ると思う。」との回答あり。</p> <p>上記及び委員の御意見を勘案し、「製品別の区分」とすることとしたい。</p>
15	<p>○ 「味りん」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「味りん」用途、酒税法等により統合分類（「酒類」、「調味料」）が異なることから該当する統合分類について検討する。 	<p>○ 「味りん」は、アルコール度数が 14%前後の酒税法上の分類では混成酒に分類され、酒税がかかり種類販売免許を持った店でのみ販売可能な商品であるが、HS 分類では、アルコールに該当せず、「ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード」に該当している。また、実際にはアルコール飲料としてではなく、「調味料」として使用されているため、統合分類「調味料」に該当することとしたい。</p>

4 第27回研究会（関係各府省及びオブザーバーは書面開催）における御意見

No.	御意見	対処方針（案）
16	<p>○ 詳細分類「その他の衛生医療用繊維製品」に含まれる「衛生マスク」の扱いについて</p> <p>● マスクは、国内供給の多くを輸入品が占めていると言われていたが、現行の工業統計調査品目分類表においては複数の他製品と同じ細分（その他の衛生医療用繊維製品）に分類されており、国内生産量・金額の正確な補足が不可能な状況である。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策においても、「国民が健康な生活を営む上で重要な製品」と改めて認識されているが、公的統計情報では実態把握できていないため、業界団体の公表データ、推計、ヒアリングに拠らざるを得ない。</p> <p>以上の理由から、「衛生マスク」については、当該製品のみを対象とする詳細分類を設け、国内生産量・金額が正確に補足できるようにしていただきたい。</p>	<p>○ 左記御意見のとおり、「衛生マスク」の分類を設定することとしたい。</p> <p>（詳細分類案） 「衛生マスク（医療用）」 「衛生マスク（家庭用）」 「衛生マスク（産業用・その他）」</p>
17	<p>○ 詳細分類「その他の衛生医療用繊維製品」に含まれる「繊維製生理用品」及び詳細分類「その他の紙製衛生用品」に含まれる「生理用品」の扱いについて</p> <p>● 「生理用品」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づく「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成26年3月28日中央防災会議決定）等において、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品として、国が被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援の基本8品目の一つに掲げられている（首都直下型地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）においても同様のスキームあり）。</p> <p>プッシュ型支援基本8品目に掲げられながら、公的統計情報では実態把握できていないため、推計、ヒアリングに拠らざるを得ない。</p> <p>以上の理由から、「生理用品」については、当該製品のみを対象とする詳細分類を設け、国内生産量・金額が正確に補足できるようにしていただきたい。</p>	<p>○ 左記御意見のとおり、「生理用品」の分類を設定することとしたい。</p> <p>統合分類については、「原料に紙と繊維を使用しており、繊維より紙の使用の方が多（紙おむつ同様）※3」ことから、「大人用紙おむつ」、「子供用紙おむつ」と同じ統合分類「その他のパルプ・紙・加工品」とすることとしたい。</p> <p>※3：業界関係団体</p>

【大分類E 製造業の共通課題】

5 第28回研究会（構成員及び審議協力者とのwebによる意見交換）における御意見

No.	御意見	対処方針(案)
18	<p>○ 完成品と部分品に係る統合分類の設定の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 部分品は普通であれば家計で買うようなことは無く、産出先が完全に分かっている場合と、混在している場合があり、混在している場合は部分品を統合分類で分けても使えないかもしれない。また、詳細分類で分けられていれば調査をすることはできるので、統合分類で分けられていなくてもいいという考え方もあり得る。この件については、現状のとおり、完成品と部分品とを同じ統合分類の中の詳細分類で区分するという事で整理をしたい。 ● 部分品というのは部品を含むのか、それとも一つの製品として成り立っているものを部分品というのかは、よく分からない。 ● 工業統計を見ても、部分品とは何かということが細かく書かれているものを見たことはないので、これについては情報があれば教えてもらいたい。 	<p>○ 部分品とは、完成品からみた途中段階の品物で、且つ、製品として特掲されていないものが該当する。</p>

6 第28回研究会後に寄せられた御意見

No.	御意見	対処方針(案)
19	<p>○ 「策定の考え方」の「1. 製造業の生産物分類策定の基本的な考え方」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● p. 1の下から8行目に記載されている「・賃加工では、…」の表記は、「・原材料が無償支給され製造行為を請け負った事業者が加工賃を受取る賃加工は、自社で製造する場合と製造品に違いはないことから、製造品により区分する分類を設定しない。」としてはどうか。 ● p. 2の16行目に記載のある「あるいは企業の事業所」とは、加工 	<p>○ 御意見を踏まえ、下線部を追記等して、以下のとおり修正することとしたい。</p> <p>修正前：「賃加工では、原材料が無償支給され、製造行為を請け負った事業者が加工賃を受け取るが、この場合の製造品は自社製造品と違いはないことから、製造形態の違いを区分して賃加工の分類を設定することはしない。」</p> <p>修正後：「原材料が無償支給され製造行為を請け負った事業者が加工賃を受取る賃加工は、自社又は他社で製造する製造品に違いはない場合は、製造品により区分する分類を設定しない。」</p> <p>○ 「あるいは企業の事業所」は、「あるいは他の企業の事業所」の誤り</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
	<p>サービスを提供する事業所が属する企業の別の事業所ということか。「事業所が所有する製品」というのはおかしいので、「企業の他の事業所が製造する製品等へ提供される加工サービス」という表記ではどうか。</p> <p>● p. 2の下から4～3行目のとおり、「原動機等以外の修理サービスを除く」とした場合、残るのは「船舶…原動機等の修理サービス」になるため、このページの下から16行目の⑤の記載とは互いに矛盾することにならないか。</p>	<p>ですので、下線部を追記等して、以下のとおり修正することとしたい。 修正前：「他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは企業の事業所の所有する製品等の加工サービス（賃加工サービス）」 修正後：「他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは<u>他の</u>企業の事業所の所有する製品等<u>に加工する</u>サービス（賃加工サービス）」</p> <p>○ 左記御指摘のとおりであるため、「以外」という文言を削除し、「原動機等の修理サービスを除く」と修正することとしたい。 修正前：「修理の専業（ただし、船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機等以外の修理サービスを除く）（→サービス業（他に分類されないもの）分野）」 修正後：「修理の専業（ただし、船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機等の修理サービスを除く）（→サービス業（他に分類されないもの）分野）」</p>
20	<p>○ 生産物分類リストにおける「その他」項目の設定の整理について</p> <p>● 製造業①の生産物分類リストにおいては、一つの統合分類内に複数の「その他の〇〇」という詳細分類を設定している場合がある。</p> <p>● 分類コードの付番を行う際には、「その他」項目には「99」というコードを付与することとしているが、現状ではどの分類項目に「99」というコードを付与すればよいのか判断に迷う場合があることから、整理をお願いしたい。</p>	<p>○ 統合分類の中に複数の「その他〇〇」がある場合においては、品目の重複、名称の変更、産業連関表での使用の有無等を勘案した区分の見直しの検討・修正を行ったうえで、生産物分類のコード付与のルールであるバスケット項目の「99」の番号ではなく、通常に番号を付与することとしたい。</p>